解散公告

当法人は、平成二十六年十二月一日社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

大阪市中央区南新町一丁目二番四号椿本ビル

一般社団法人高勝

代表清算人　椿本　雅朗

解散公告

当社は、平成二十六年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

大阪市西成区潮路一丁目八番一号

株式会社ネイビー

代表清算人　後藤　泰子

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

大阪市中央区南船場一丁目六番一三号

株式会社ジェイピーエス

代表清算人　井上　孝子

解散公告

当社は、平成二十六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

兵庫県川辺郡猪名川町伏見台三丁目二番地九六

有限会社大毅

清算人　江藤　良一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

兵庫県神戸市灘区岩屋南町三番二五号

日本機能性食品開発株式会社

代表清算人　弓場　英治

解散公告

当社は、平成二十六年十一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

奈良県奈良市三条町六〇六番地の六八

有限会社鹿月堂

清算人　米田　欽也

解散公告

当社は、平成二十六年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

広島市安佐北区可部町大字勝木一二八八番地二一八

合同会社ハッピーデイ

代表清算人　細川　政史

解散公告

当社は、平成二十六年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

徳島市国府町府中三一一番地

有限会社阿讃開発

清算人　松原　典明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

福岡県福岡市博多区千代一丁目二三番一九号本村ビル1F

特定非営利活動法人KFワークセンター

清算人　松田　康幸

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年十二月五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

静岡県静岡市葵区紺屋町一一番地一七

中部産業廃棄物厚生年金基金

代表清算人　新井　相権

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月二日岡山市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

岡山県岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市高島新屋敷土地区画整理組合

代表清算人　戸川　愃功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

青森県五所川原市中央五丁目八二番地

宗教法人南照院水子寺

清算人　杉山　薫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号

日本給食サービス厚生年金基金

代表清算人　馬渕　祥宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月二十六日、兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

兵庫県姫路市林田町林谷二五八番地一

清算法人林谷土地改良区

清算人代表　小谷　喜昭

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年十一月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

愛媛県松山市二番町四丁目四番地四愛媛県建設会館四階　愛媛県建設業厚生年金基金

代表清算人　有光　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

群馬県前橋市昭和町二丁目一一番一五号

財団法人まほろば福祉協会

代表清算人　平井　正則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月二十一日責任役員会の決議並びに岐阜県知事の認証により解散したので、当法人に債権者を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県各務原市蘇原島崎町四丁目七七番地

宗教法人法永寺

清算人　久司　宗浩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月十一日大分県知事の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十九日

大分県杵築市山香町大字野原四二一六番地

農事組合法人樋掛栗生産組合

清算人　阿部　静男